

No.22-23 合併号

2003年12月発行

淀川水系 流域委員会 淀川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

平成15年8月26日(火)第22回淀川部会、
平成15年10月13日(月・祝)第23回淀川部会
が開かれました。



【第22回淀川部会 ばるるプラザ京都にて】

CONTENTS

- 第22回淀川部会の内容.....P.1
- 第23回淀川部会の内容.....P.4
- 第23回淀川部会の資料より抜粋.....P.9
- これまで開催された会議等について.....P.15
- 淀川部会 委員リスト.....P.16
- 配付資料リスト.....P.17
- 配付資料及び提言の閲覧・入手方法・ご意見受付.....P.18

【第23回淀川部会 大阪会館にて】



第22回淀川部会の内容

委員会、他部会の状況報告が行われた後、淀川部会のとりまとめに向けた意見交換が行われました。

第22回淀川部会結果概要

庶務作成

開催日時：2003年8月26日(火) 14:00～17:00

場所：ばるるプラザ京都 5階会議室A

参加者数：委員14名、他部会委員1名、河川管理者20名、一般傍聴者109名

1 決定事項

第24回委員会(9月5日)以降第28回運営会議(9月27日)までの間、および、第25回委員会(9月30日)以降第29回運営会議(10月17日)までの間に、それぞれ、部会または部会検討会を開催する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)に関する意見交換

資料2-1「淀川部会の各検討班とりまとめ状況」を用いて、各班長より説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見」の通り。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者2名から意見が出された。主な意見は「3 主な意見」の通り。

3 主な意見

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)に関する意見交換

資料2-1「淀川部会の各検討班とりまとめ状況」を用いて、各班長より説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は次の通り。

木津川、川上ダムに関連する事業検討班、桂川に関連する事業検討班のとりまとめについて
・京都府では、亀岡地区の河川改修事業を計画流量 $3500\text{m}^3/\text{s}$ で計画しているが、これは保津峡の開削を前提としている。淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿以下、説明資料(第2稿))では、狭窄部は開削しないとしているが、自治体と国で整合性がとれているかどうか、お聞きしたい。直轄と直轄以外の河川との整合性は大きな問題になると思う。

河川整備計画で、保津峡は当面開削しないと決まれば、京都府の計画である $3500\text{m}^3/\text{s}$ の整備事業は実施されないことになる。もともと、京都府の計画では、保津峡が開削さ

れれば $3500\text{m}^3/\text{s}$ を流せるようになると説明をしてくれているので、自治体と国の整合性はとれていると考えている。(河川管理者)

・実質的な水需要が減りつつある現状で、日吉ダムの利水容量を大戸川ダムに振り替えることで日吉ダムの治水容量を確保するのではなく、日吉ダム単体で利水容量を見直して治水容量に振り替えることはできないのか。

渇水状態が続く日吉ダムで利水容量を治水容量に振り替えるのは困難だろう。ただし、何らかの堆砂対策によってダムに砂が貯まらないようにすれば、余った堆砂容量分を治水容量に回すことは可能だと考えられる。(河川管理者)

・仮に、30年後に下流部の堤防強化が完了して狭窄部が開削されれば、狭窄部上流の浸水被害の解消を目的としたダムは必要なくなるのではないのか。

その場合は、ダムの目的のうちの1つである「狭窄部上流の浸水被害の解消」をするための治水上の必要性は失われることになる。その場合には、新たに別の必要性が生じる可能性もあるので、転用等を考えなければならないだろう。(河川管理者)

・ダムや利水容量の振り替え、転用という考え方はいつから出てきたのか。ダムについて、一つの川の直列のダムの中での振り替えならば理解しやすいが、日吉ダムと大戸川ダムのように地理的に全く異なる河川の間で利水容量を振り替えるという考え方は、過去において実例はあるのか。

既存ストックを有効活用しようという考え方が進んできたのは最近のことだろう。ただし、例えば、下流の利水容量を他の目的に転用して新たな水利用を生み出すという意味での転用は、過去から行われている。(河川管理者)

淀川部会では、ダム建設の目的の変更や容量の振り替えに対して、違和感を感じながら議論している。今後の河川整備計画の説明の中で、河川管理者から、説得力のある説明を聞くことができればありがたいと思っている。(部会長)

・上野地区(狭窄部上流)の治水目標として、説明資料(第2稿)では既往最大規模の洪水による浸水被害の解消と記述しているが、検討班のとりまとめでは、壊滅的な被害の回避を目標とすべきではないかと記述されている。これは議論の大きなポイントである。この点に関して、治水部会とも調整をとって、明確にして頂きたいと思っている。(河川管理者)

上野地区周辺では、浸水被害の解消が主たる目的とされていて、本来の目標である破堤による壊滅的な被害に対して脆弱になっているように感じ、とりまとめ案ではこのように記述している。

・住民参加は、各種の委員会に住民代表を入れれば、それで済む話ではないと思っている。個々の委員会に住民を入れるとなると、どのようにして住民代表を選ぶのが非常に難しい。逆に学識経験者と自治体関係者からなるコアの委員会を作り、すべてを公開し、住民意見を公募したり、公聴会的に意見を言ってもらう方が、住民参加の方法として現実的ではないかと思っている。(河川管理者)

具体的な整備内容シートでは、河川保全利用委員会(仮称)の構成について、10名程度の学識経験者、沿川自治体となっており、住民意見は委員会において取り集めることになっている。これでは、意見募集しても利害関係者のみが意見を述べる、許可、不許可

を決定するだけの委員会になってしまうのではないかと。そうではなく、地域全体の視点から河川のあり方を検討して、審議の内容を住民等に広く伝えることが大切だ。例えば、地域の代表が委員会に参加し、その審議の結果を地域に持ち帰ってさらに議論を広げるといったことを考えて頂きたい。

- ・桂川検討班のとりまとめでは、日吉ダムへの魚道設置の代替案として、ダム湖への高度な水質浄化システムの導入とダム湖への流入河川の連続性の回復等の検討が挙げられているが、これはダムの上下流の連続性を回復しようとする魚道の代替案にはなり得ないのではないか。（河川管理者）

これから計画されるダムであれば、魚道の設置も可能だとは思いますが、既設ダムに魚道を設置するのは非常に難しいのではないかと考えた。それよりも、ダムから上流域の魚の生活圏をつくりあげる方が効果的ではないかと考えて、記述した。

宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業検討班、淀川本川に関連する事業検討班のとりまとめについて

- ・とりまとめでは、「洗堰あるいは天ヶ瀬ダムの放流能力を増加すること自体は流量調節機能の増強につながるものであるから否定しない」との記述があるが、検討会では、天ヶ瀬ダムの再開発は不要ではないかという議論もあったように思う。補充説明をお願いしたい。（部会長）

ダムからの放流能力を高めておけば、運用面での柔軟性が確保できる。しかし、そのためのバイパストンネル工事等によって、新たな問題が生じる可能性もあるため、この点に関してはあらためて検討しなければならないだろう。また、瀬田川の堤防補強と河道掘削については、すでに半分程度掘削が完了しておりこのままの状態だと偏流等が発生する可能性があること、琵琶湖から後期放流の期間が長引いた時や放流量が多くなった時に被害を軽減できることを理由に妥当と考えた。この部分についても、詳細な議論をして出した結論ではないので、今後、議論をする余地はあるだろう。

- ・近年、気象予測の精度が高くなっている。琵琶湖からの事前放流を活用することによって、瀬田川洗堰や天ヶ瀬ダムの能力をより発揮できないかと思っている。特に天ヶ瀬ダムは、琵琶湖周辺が浸水被害に悩まされている時に、次の洪水に備えるために制限水位まで水位を下げています。柔軟に対応できないか、検討は続けて欲しいと思っている。

気象予測の精度は向上しているが、数日先のことはわからないのが現状だ。琵琶湖の水位操作は数日単位で行わなければならないが、気象予測を洗堰の操作に反映させるのは難しいというのが実感だ。（河川管理者）

- ・「河川保全利用委員会」は、やはり「河川保全委員会」が正しいのではないかと。利用と保全是矛盾するものである。「保全」の中で「利用」を考えていくべきだろう。

一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者2名から意見が出された。

- ・木津川、川上ダムに関連する事業検討班のとりまとめの内容に、大筋で賛成する。川上ダムは中止の可能性も含めた検討を継続して頂きたい。

- ・これまで河川管理者は自治体や水道事業者の要求に応じてきたが、今後は、水需要には応えられない、河川環境にもこれ以上の負荷はかけられないからダムはつくらない、といった姿勢に転換してほしい。

以上

議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第23回淀川部会の内容

委員会、他部会の状況報告が行われた後、整備内容シートに関する意見、および淀川部会のとりまとめに向けた意見交換が行われました。

第23回淀川部会結果概要

庶務作成

開催日時：2003年10月13日(月・祝) 10:00~13:40

場 所：大阪会館Aホール

参加者数：委員18名(1名は部会長の要請により参加) 河川管理者15名 一般傍聴者32名

1 決定事項

- ・本日の議論を受けて、とりまとめ担当者は、とりまとめを修正して、16日までに庶務に提出し、17日の運営会議資料とする。淀川部会委員にもとりまとめを送付し、意見募集を行う。その後、部会長、部会長代理、庶務にてとりまとめを修正し、10月29日の第26回委員会に提出する。

2 検討内容

委員会等の状況報告

庶務より、資料1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」を用いて、委員会及び部会の活動状況等について報告が行われた。

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

整備内容シート(淀川関連部分) および部会とりまとめ(案)の各とりまとめ担当者より、資料2-1-1「整備内容シート(淀川関連部分)に関する意見とりまとめ案」、資料2-2「淀川部

会とりまとめ(案)」を用いて、説明が行われた後、意見書とりまとめに向けた意見交換が行われた。主な意見については「3 主な意見」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取

4名の一般傍聴者から意見が出された。主な意見については「3 主な意見」を参照。

3 主な意見

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

整備内容シート(淀川関連部分)、および部会とりまとめ(案)の各とりまとめ担当者より、資料2-1-1「整備内容シート(淀川関連部分)に関する意見とりまとめ案」、資料2-2「淀川部会とりまとめ(案)」を用いて、説明が行われた後、意見書とりまとめに向けた意見交換が行われた。

<整備内容シートに関する意見とりまとめ(案)に関する意見交換>

全体について

- ・整備内容シートは大部だが、1つ1つの事業の内容について検討する必要がある。ただ、10月29日の委員会までにとりまとめるのは、難しいかもしれない。整備内容シートのとりまとめについては、期限の延長も含めて、運営会議で検討したい。(部会長)
- ・河川レンジャーやダム、利水等の一般的な項目に関しては、意見書の や 、あるいは住民参加部会や利水部会のとりまとめに任せるのも一案ではないかと考えている。淀川部会のとりまとめでは、主に地域特性に関連した事業を中心に意見を述べておく必要がある。(部会長)
- ・とりまとめには、これまでに議論してきたことをベースに記述してほしい。例えば、ダム-24には議論されていないことが書かれている。

木津川、川上ダムに関連する事業について

- ・環境-51のオオサンショウウオの保全事業の実施に対して、「検討で可」という意見が出されているが、これは「実施すべきではない」ということか。(河川管理者)

整備内容シートでは「検討」となっていることから生じた誤記と思われる。(庶務)

そうであれば、整備内容シートの誤り。「検討」ではなく「実施」である。(河川管理者)

わからないことがたくさんある中で事業を進めていかなければならないので、モニタリングとフィードバックをしながら実施して欲しい。

オオサンショウウオの人工巣穴に対して、否定的な意見が出されているが、保護や増殖はやめるべきだという意見はなかった。ただ、オオサンショウウオの保護や増殖が持続性あるエコシステムを守ることにつながるのかどうかを検討しなければならない。オオサンショウウオの保護だけでなく、生態系全体を考えた計画を検討して欲しい。

オオサンショウウオだけでなく、上流域の魚類や生息環境も改善していく必要があると考えており、現在、保全検討委員会の意見を聴きながら、一部、試験的に実施している。

(河川管理者)

桂川に関連する事業について

- ・河川レンジャーについては、その試行の前に、河川レンジャーにとって必要な知識やネットワークを検討するための予備的な段階が必要ではないか。
- ・「子どもの参画による協議会の連携」が提案されているが、今は、整備内容シートの個別の事業に対して、「このように実施すべき」「実施すべきでない」等の意見を言っていかなければならない。新たに提案している場合ではない。

次の世代の人材を担うためにも、子どもの意見を聴く必要もあるのではないかと考えた。

新たに協議会をつくれという提案ではないので、文章を修正したい。

河川レンジャーには、防災上の役割以外にも、流域の情報を住民に広める役割もある。次の時代の河川レンジャーを養成するためにも、それぞれの地域の子どもの参加が必要ではないか。

今は新たな協議会を提案する段階ではない。「子どもの意見も聴いて欲しい」など、基礎原案への意見となり得るように修正してほしい。(部会長)

宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業について

- ・宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業に関する整備内容シートへの意見とりまとめは、意見書(素案)と提言の趣旨に沿っているかどうかという観点から、まとめている。他の班も参考にしてほしい。(部会長)
- ・資料2-1-1のニゴロブナとホンモロコに関する記述(p.21)については疑問が残る。抱卵したメスの捕獲による減少よりも、水位低下による卵の死滅の方が影響が大きい。修正すべきではないか。

漁場であるヨシ原が減少し、漁業者が集中するようになった。漁業者の数も減少しているが、結果としては、漁獲圧が高くなってしまっているという現状もある。漁業の影響が全くないということはないだろう。いろいろな要因が複合していると考えの方が正しい。

2、3年間漁獲を禁止してモニタリングすべきとの意見だが、たった2、3年で調査が終わるのかという問題もある。また、2、3年も待たずに、水位操作の試行等、今できることはすぐにやっていくべきではないかとも考えている。ご検討をお願いしたい。(河川管理者)

淀川本川に関連する事業について

- ・河川レンジャーの業務として、利用-11、13、14の低水路整備や毛馬閘門運用などを含めるべきかどうか疑問だ。
- ・利用6~14では「環境省的な考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する」としている。将来的な方向性としてはよいと思うが、現行の自然公園法では十分に対応できないだろう。削除するか、「新たな保全のための法的規制の検討が必要」程度にとどめておくということ修正をお願いしたい。(部会長)

- ・水上バイクの利用規制に関して、「全面禁止の利用規制を実施すべし」との意見が出されているが、これは委員会の意見書素案と矛盾していないか。基礎原案では「淀川本川では、当面、摂津市一津屋地区での利用に限定し、調査を継続する」としており、意見書素案ではこの記述に対して、「妥当な方向性である」としている。(河川管理者)

とりまとめ担当者は、提言や意見書素案の趣旨と矛盾がないよう、修正をお願いしたい。各委員からさまざまな意見が出されているが、提言や意見書素案の趣旨に則って、削除等の整理をお願いしたい。整理に迷った意見については、協議したい。（部会長）

<部会とりまとめ（案）に関する意見交換>

全体に関して

- ・意見書の となる「部会意見」では、基礎原案の第5章「具体的な整備内容」について、特に地域特性に焦点をあてて意見を述べることが求められている。基本的には、基礎原案の第5章の項目に沿ってまとめていけばよいのではないかと考えている。（部会長）

木津川、川上ダムに関連する事業について

- ・木津川下流の河床低下によって、タマリが干陸化し、イタセンパラがいなくなってしまった。イタセンパラも生きられる環境を木津川下流に回復する必要があるので、とりまとめに追加して欲しい。

賛成だが、イタセンパラそのものが大事なのではなく、ダイナミズムを有している河川の保全が重要。イタセンパラだけを保全するという考え方は駄目なので、記述する際には注意が必要だ。

- ・砂防堰堤の項目の「従来型のローテクノロジーによる土木業者振興にしかないような砂防事業」という記述には、疑問を感じている。

新しい技術が開発されるべきだという意図なので、「ローテクノロジー」という言葉は削除したい。

- ・「オオサンショウウオの保全について」というタイトルは、再検討したほうがよいのではないかと。保全されているかどうかよくわからないのに、「保全」と記述するのはどうか。

確かに、オオサンショウウオ調査・保全検討委員会の報告書を読む限り、ダムをつくる段階でオオサンショウウオの保全が保証されるような対策が確立されているとは思えなかった。タイトルについては、検討したい。

桂川に関連する事業について

- ・桂川のとりまとめ（案）では、日吉ダムの見直しに関連して「現在『見直し』による調査、検討中である。『見直し』とは計画を止めての基から変更して『白紙』の状態にあると解釈するのが最も妥当であろう」との記述がある。これを部会として合意するのだろうか。

部会の意見としては、なお疑問の余地が残るので、削除したい。

- ・「5.2.5 土砂」に対する意見として、「同時に、壊滅寸前といわれている暮らしをもとにした源流部および流域水系の森林の保全と整備が図られるべきである」とある。「壊滅寸前といわれている暮らしをもとにした」という記述は具体性に欠けるのではないかと。

システムティックに資本を投資して森林を保全するだけでは、周辺の暮らしまでは元に戻らない。そのような森林保全では、一時的な保全に終わってしまうだろう。

「土砂」の項目で、森林について書かれていることに多少の違和感を覚える。森林の問題は、土砂だけに限ったことではないので、「はじめに」で書けばよいのではないかと。

検討課題としたい。過疎や後継者不足といった暮らしの問題が森林の荒廃と結びついているということを念頭に置いて総論的な部分で指摘するのがよいだろう。（部会長）

宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業について

- ・宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業のとりまとめは、環境に関する記述が不十分。琵琶湖の固有種やナカセコカワニナ等、この地域にしかない生物もいるので、考慮して頂きたい。

淀川本川に関連する事業について

- ・淀川河川公園については、淀川本川のとりまとめで、河川公園のコンセプトを変えるよう意見を述べておくべきではないか。また、河川レンジャーや水面についても、一定の意見を述べておく必要があるのではないかと。

具体的な意見を文書にて提出して頂くようお願いしたい。

一般傍聴者からの意見聴取

4名の一般傍聴者から意見が出された。

- ・水上オートバイ利用規制について意見が書かれているが、河川管理者が規制できるのか、府や市の条例が必要なのか。

河川管理者が誰であるかに依存する。都道府県であれば、都道府県が一定の法的根拠に基づいて管理される。（部会長）

- ・十三の干潟は、野鳥の来訪地でもあるので、利用の制限も必要ではないか。多くの人がシジミを採りに訪れるようになった一方で、シギやチドリ、オオソリハシシギが来られなくなった。シジミ採りを尊重する一方で、鳥たちへの配慮もお願いしたい。

- ・スケジュールを優先させて、議論が消化不良に終わってはいけない。十分な議論を行うためにも、整備内容シートに関する意見のとりまとめについて、期限の延長を考慮すべき。

10月29日までに十分に検討できなかった場合には、期限を延ばしても責任のある意見書を作りたい。（部会長）

- ・水利権の更新時にその精査確認が行われるとのことだが、例えば、大阪府と阪神水道企業団の次の更新は平成20年となっている。これでは遅すぎる。水利権の精査確認は、新規ダムの調査検討とも関連しているため、1、2年のことだろうと理解していたが、精査確認の時期について確認して頂きたい。

十分考慮した上で、利水部会の意見をとりまとめている。（部会長）

- ・「川上ダムのとりまとめの内容のうち、特に利水部分の掘り下げが浅い。服部川や柘植川から上水を取水して、浄水場を何カ所かに分散する方法について、河川管理者が検討されたのかどうか、疑問に思っている。部会には、この点を考慮したとりまとめをお願いしたい。

- ・ダムの撤去についても、ご検討頂きたい。

以上

議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第23回淀川部会の資料より抜粋

第23回淀川部会では、資料2-2「淀川部会とりまとめ(案)」をもとに、部会意見とりまとめに向けた意見交換が行われました。以下に、資料より一部を抜粋して掲載いたします。

目次構成

1. 木津川、川上ダムに関連する事業
2. 桂川に関連する事業
3. 宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業
4. 淀川本川に関連する事業

1. 木津川、川上ダムに関連する事業

まず、川上ダムについて、その後、川上ダム以外の個別事業についてのべる。

5.7.2川上ダム

「中止の可能性も視野にいれた検討がさらに継続されるべきである。」

以下にその検討において考慮されるべきことを、治水、利水、環境のそれぞれについて記す。

治水面

基礎原案、整備内容シートおよびこれまでの委員会における説明で、河川管理者は既往最大規模の洪水時に上野盆地での浸水被害を解消するという目標のもとに検討を行った結果を示している。すなわち、この目標を達成できると予想される代替案をいくつかあげ、それらとの比較にもとづいて川上ダムの相対的現実性・優位性を主張している。これだけでは代替案の検討として不十分であり、基礎原案に記された「代替案のさらに詳細な検討」においては、少なくとも以下のことが必要であると考える。

1：多様な尺度による代替案の評価・検討

狭窄部上流には「狭窄部の開削を当面行わない」という厳しい拘束がはめられており、治水策の検討範囲が限定されている。このような状況で、とりうる治水策の範囲をさらにせばめるような目標を設定し、その達成のみを評価尺度に治水策の検討をすることは望ましくない。一面的でない複数の尺度での評価・検討にもとづき、上野盆地上流においてもっとも望ましい治水策の立案が望まれる。

このように考えると、「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消」は「唯一の目標」ではなく、「目標のひとつ」として扱われるべきであり、その他の目標、たとえば「壊滅的な被害(とくに人的被害や重要施設、ライフラインの被害)の回避」の達成という尺度から治水策を評価することも必要である。後者の目標は、今後の治水目標として委員会から提言されたものであり、上野盆地においても後者の目標のほうが前者より重要であるという意見がある。これらのことを踏まえ、治水目標の設定とその取り扱いについても、さらに検討が必要である。

多様な尺度による評価・検討においては、現在のように、既往最大洪水をふくむいくつかの降雨だけについて、予想被害状況を示すのではなく、いくつかの(既往の)降雨量の時間変動パターンのもとで、浸水被害が起こらない限界の降雨量を示したり、既往最大洪水を超えるものも含むさまざまな降雨パターンについて降雨量と被害の関係を示すことなども必要であろう。

(中略)

環境面

全般

オオタカやオオサンショウウオだけが予定地周辺の生き物ではなく、これらの保全ができたからといって、ダム建設が免罪されるわけではない。オオタカやオオサンショウウオを含む生態系全体の保全が必要である。オオタカやオオサンショウウオの保全を考えておれば、十分な生態系の保全ができるという判断がなされうるとしても、その根拠が示されなければ納得されないであろう。ダム建設により影響をうける生物環境全体の実態を調査・把握し、総合的保全策をたてる必要がある。

オオサンショウウオの保全について

ダム建設の影響回避という観点からは、ダムの予定堪水域(とくに川上川流域)にすむ個体およびダム集水域全体の環境の抜本的な保全対策を現時点で打ち出せる見込みはないと判断せざるをえない。繁殖生態への影響などから人工巢穴の保全策としての妥当性を疑問視する意見もある。また、保全は永遠に続けなければならないが、人為に頼った保護増殖はその継続性にも疑問がある。集水域のオオサンショウウオ個体群に対し、少なからぬ影響が不可避であるという前提で、ダム建設の検討をすすめるべきである。

また、オオサンショウウオの保護や調査がダム建設の免罪符として行われるのではなく、オオサンショウウオを含む生態系全体にとってよい方向が目指される必要がある。とくにダム流域の個体群への影響が不可避であるという前提にたてば、伊賀地域のオオサンショウウオを含む生態系全体をみすえた保全策が望まれる。また、オオサンショウウオの保全努力をダム流域や滝川だけに集中させず、その他の地域の生息場条件の保全・改善等が重要である可能性もあり十分な検討が必要である。オオタカやオオサンショウウオといった頂端捕食者のいきすぎた保護による過剰な増殖は生態系のバランスを崩すことになるので、適正な生息数の検討も必要である。

(後略)

2. 桂川に関連する事業

はじめに

桂川に関連する事業としては、源流域水系保全、日吉ダムに対する既設ダム施策、亀岡地区の狭窄部対策、下流の堤防補強・拡幅の施策など、いくつかの重要な整備計画が示されているが、例えば縦・横断方向の河川形状の修復や狭窄部が存在するため、相互に関連する課題が多く、個別の整備計画とともに、桂川の全域的な整備のあり方が問われるものとなっている。

また、日吉ダムの治水機能の強化が大戸川ダムへの治水機能の振替の検討となって示されるなど(ダム6-1, ダム-9) 他の地域の整備事業と密接に関連しているものもあり、管轄も国土交通省直轄区域ばかりでなく、保津峡上流は河川管理者が京都府となっているなど、本「計画」をもとに管理者相互の関連と調整による総合的な検討が求められており、同時に、幅広い地域・流域からの住民参加と意見の集約が必要とされるであろう。

5.1 河川整備計画策定・推進

河川レンジャーについては、流域委員会の提言の趣旨に沿った検討と試行がすでに先行しており、今後の積極的な取り組みを期待する。桂川地域では直轄区間と直轄外区間とがあるが、この区別なく計画が展開される必要がある。また、検討試行の推進とともに、その成果を常に点検して、適正な補正がなされなければならないであろう。

5.2 河川環境

5.2 河川環境のモニタリング（環境-1）

河川環境のモニタリングと評価の実施が全水系領域で実施されることに賛成する。調査項目、調査方法、評価基準等の内容を明確にして、客観的なモニタリング基準を設定することや、住民・住民団体と緊密に連携することが求められよう。

5.2.1 河川形状

河川形状に関する整備計画については、以下の3項目が桂川関連の事業として示されているが、いずれも、積極的な計画として賛成する。

- a) 小泉川についての縦断方向（横断方向とは相互関係をなす）の河川形状の修復の実施（環境-17）については、試行的魚道設置を含めた実現に賛成する。早期に実施されること、また、その経験を生かして、この施策が小泉川以外の支川へも展開されること、さらに他の魚道不備の井堰についても早急に調査検討がなされることが期待される。
- b) 縦断方向の河川形状の修復（環境-20）について、魚道の整備の検討と可能な箇所についての早期実施に賛成するが、実効性のあるものであるかどうか個々の事例ごとの十分な検討が求められよう。
- c) 縦断方向の河川形状の修復（環境-26）についても、その検討に賛成する。コスト問題も含めて多くの課題が指摘されるが、それぞれについての十分な調査が必要であろう。

5.2.3 水量

試験操作の実施（環境-32）に関しては、日吉ダムにおける試験操作の実施と適切な運用に向けた検討に賛成する。

5.2.4 水質

水質の保全是、河川整備上の重要課題である。基礎原案に盛り込まれた諸施策はいずれも賛成である。

- a) 選択取水設備の活用、深層爆気設備の活用、底質調査の継続（環境-40、41、42）については、いずれについても、日吉ダムでの活用、検討、調査と研究の継続等に賛成する。ただ、ダム湖の水質改善には、ダム湖に流入する河川の水質の影響が大であり、上流域の水質改善策も必要であるとの指摘があることを付言しておきたい。また、ダム湖による上下流の不連続性は上記の内容で十分とはいえ、今後の調査と研究、試行と開発、そして実施に期待する。
- b) 水質保全対策（環境-43）として、桂川についての継続調査と、試行を含めた今後の整備方針の検討に賛成する。ただ、桂川の支川など上流域からの水質改善がまずなされる必要に留意すべきであろう。

5.2.5 土砂

土砂移動の障害を軽減策として、適切な土砂移動の連続性の確保（環境-45）のための方策の検討に賛成する。同時に、壊滅寸前といわれている暮らしをもとにした源流部および流域水系の森林の保全と整備が図られるべきである。この課題は、既設ダムに限定されるものでなく、流域河川全体の問題として検討される必要があるように思われる。

（後略）

3 宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業

整備シートに示された対象事業のうち、とくに重要なものとして「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」、「大戸川ダム建設事業関連」、「各河川の堤防補強」を取り上げ、それぞれについての意見を示す。

【治水-16】「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」について

この事業は、琵琶湖沿岸の浸水被害を軽減するには琵琶湖後期放流量の増加が必要であるとして、瀬田川洗堰・鹿跳渓谷・天ヶ瀬ダム・塔の島地区という一連区間の放流・流下能力を1500m³/sにしようとするものである。すなわち、1)洗堰の放流能力を増加するため、鹿跳渓谷の開削あるいはバイパス・トンネルによりこの区間の流下能力を増加させ、洗堰下流の水位を低下させる、2)天ヶ瀬ダムの洪水調節能力を確保するため、放流能力を増加させる、3)宇治川塔の島地区を安全に流下させるため、同地区の流下能力を増加させる、ことが必要であるが、次のような問題があるとの批判が寄せられている。

1)については、「狭窄部は原則として開削しない」という提言に抵触しないか、2)については、余水吐を利用できないか、3)平等院などが存在するこの地域の景観に悪影響をもたらさないか、などである。淀川部会ではこれらの批判をふまえて慎重に検討した結果、洗堰あるいは天ヶ瀬ダムの放流能力を増加すること自体は流量調節機能の増強につながるものであり、考え方は否定しない。狭窄部の流下能力の増加については、下流部の治水安全度を脅かすものでないとはいえ、抵抗感を禁じえない。塔の島地区の景観問題とともに事業実施に際しては社会的合意が条件になると考える。

さらにこの事業の必要性を判断するには次の問題についても明らかにする必要があると考える。

1) 事業効果の数量的表示

この事業により琵琶湖の「ピーク水位の低下」と「浸水時間の低減」がもたらされるとされているが、最も重要な浸水被害の軽減量が不明である。琵琶湖総合開発での計画高水位はBSL+1.4mとされているが、この事業が琵琶湖総合開発事業の後始末に位置付けられるのか、新規の事業なのかも明らかにする必要がある。

2) 事業の前提

一連区間の流下量とされている1500m³/sについては、とくにどのような状況でどれだけの継続時間で洗堰を流下するかが不明である。また、旧計画によると1500m³/sのうち300m³/sは大戸川からの合流量で琵琶湖からの放流量は1200m³/sとなっている。大戸川からの合流量は大戸川ダムの放流量であり、大戸川ダムの建設を前提としたものに他ならない。この前提が崩れた場合はどうなるのか。

3) 制限水位および放流操作規定の見直し

近年、中・短期の気象予測技術の進展は著しく、河川情報の収集伝達能力の拡大も目覚ましいものがある。これらを活用すれば現施設のより効果的な操作も可能であると考えられる。これを実施するには制限水位および放流操作規定の見直しが前提となるが、これらについての検討が望まれる。

4) 代替案の検討

説明資料（第2稿）では、施設面での代替案が示されているのみである。提言に示したように、治水については河川対応と流域対応の併用が不可欠であり、琵琶湖周辺の浸水対策についても例外ではない。新たに水防活動や土地利用に踏み込んだ流域対応についての検討が必要である。

以上の検討結果により、洗堰から鹿跳渓谷までの河道掘削の継続実施の妥当性は認められるものの、一連区間における他の事業についてはさらなる慎重な検討が必要であると思われる。

（後略）

4 淀川本川に関連する事業

淀川本川に関する事業のうち、とくに環境面については、全体として、現状の問題点をよくとらえて「河川形状」の改善、修復、再生などに取り組み「生態系」の回復に努めようとする姿勢がみられる。それから、当面実施可能な範囲から取り組んでモニタリングの結果を基にフィードバックを重ね、検討、実施へと移していくことを河川整備の基本にされていることを評価する。

その際、モニタリングについては、その事業（場所）に合った有効なモニタリングが行われることが重要で、それを評価する組織が必要である。

具体的な整備内容の「河川形状」と「生態系」のところは総合的に問題点を考えながら述べた方が理解され易いので、淀川本川を三区に分けて述べることにした。すなわち三川合流点から枚方大橋付近までの「流水域」と、淀川大堰までの「湛水域」、さらに下流の「汽水域」に分けた。これらの三区は、それぞれの区域において異ったさまざまな問題をかかえている。

1. 「流水域」における事業

この地域にはいくらか自然が残っているが、本流の「河床低下」がきわめて著しく、かつてこの地域にあったワンドは、すべて干し上がり、鶴殿のヨシ原にも殆んど水が上らなくなっている。また、水無瀬地区、楠葉地区の大きな寄州帯（かつての低水路）も干陸化している。

この地域の問題は、さらなる河床低下を防ぐことと、干陸化している低水路や高水敷を切り下げて、攪乱の頻度を増やすことである。そして浅い水域やワンドの再生、緩かで複雑な水辺移行帯を整備していくことが大切である。

<実施事業>

- ・「楠葉地区」「牧野地区」のワンド群再生は、淀川上流域における淡水魚貝類等の供給源として重要な役割をはたすことが期待され評価できる。
- ・「鶴殿地区」の整備は、これまで多くのモニタリング結果から攪乱の必要性が指摘されてきた。高水敷を切り下げることに賛成だが、ただヨシ原の保全だけを目的にするのではなく、さまざまな水辺の回復ということで、例えばワンドやタマリをセットにした環境を考えるべきではないか。早急に全体像を示してほしい。

<検討事業>

- ・「水無瀬地区」は干陸化した寄州の切り下げの例として評価するが、淀川本川にはまだ同じようなところがあるので、淀川全体として取り組み検討されたい。本事業は「例」として検討から実施に移されることが望まれる。
- ・「前島地区」「唐崎地区」は淀川大堰のバックウォータの上限付近に位置するが、完全な湛水域に比べ攪乱頻度も高く、干陸化部分をわずかに削るだけで一次的水域が広がり、とくに「唐崎地区」は芥川を利用することで、広大な湿地、タマリ、ワンド群が可能である。完成すれば淀川一の水生物の供給源としての役割が期待される。早急に検討され実施に移されることを望む。

（後略）

2. 「湛水域」における事業

この地域は、淀川大堰のバックウォーターとなっていて、鳥飼大橋までは、やや流れがあるが、そこから下流では殆んど流れがない。現在淀川でワンドがまとまって残っているところは、城北ワンド群と庭窪ワンド群の2ヶ所しかないが、それらはいずれもこの区域にあって、ワンド内では流れは殆んどない。また、ワンドの周囲は深くなり、年間を通して水位変動幅は小さく、攪乱もおこらない。さらに最近夏場にウォーターレタスなどが流れてきて、水面を覆ってワンドの水質を悪化させている。

城北ワンド群は、かつて淀川における淡水魚貝類をはじめ水生生物の供給源として重要な役割をはたしてきたことに鑑み、問題点を明らかにして、環境の改善、生態系の回復に具体的に取り組んでいくことが重要である。

<実施事業>

- ・「庭窪地区」、庭窪ワンド群のうち、鳥飼大橋直下流のワンドは、近年低水路護岸から奥まって、ゴミが溜り易い構造になってしまった。その部分を冲出することは賛成だが、再びゴミや外来の水草が入らないよう工夫することが必要である。
- ・「赤川地区」、ワンドの整備だけでなくヨシ原なども併せて、さまざまな水辺の保全を明記すべきである。この事業は城北ワンド群と連続させ、水の動きを生じさせるとあるが、増水時に淀川大堰などと連携させて行くと効果があると思われる。
- ・「城北地区」、実施で可。ワンドの水面に繁茂したウォーターレタスを除去することは必要だが、上流の供給源をおさえることが重要。さらに劣化の進んだ城北ワンド群には多くの問題点をかかえているが、底質の改善、ワンド内に堆積しているゴミの除去等、できることから取り組んで回復、保全を図ってほしい。また、この地域を自然保護区、特別保護区として、他行政と連携し、総合的に時間をかけて取り組んでいくことが大切であろう。
- ・「豊里地区」、実施で可。底質の改善ということであるが、具体的な記述がない。また、近年この地区は樹林化が目立つようになっているので、その影響調査と対策について検討する必要がある。この地区は城北地区の対岸にあって同じように湛水域での問題をかかえている。しかし、やれるところから取り組むしかないだろう。抜本的には攪乱がなければ難しい。

<検討事業>

- ・「鳥飼地区」、検討で可。調査方法の統一的合理的なモデルを作成することが先決。これまで、この地区の生物調査は殆んどなされておらず、この地区は城北地区よりはかなり上流にあるが、湛水域である。このような場所における生物の生息、成育環境を把握することは重要で、今後、湛水域の中流でのモデルとして参考になるだろう。

3. 「汽水域」における事業

淀川大堰より下流の新淀川は汽水域と呼ばれているが、実際には洪水（増水）時以外には水は殆んど流れず、放水路として位置づけられている。したがって、平常時は汽水域とはいえず、塩分濃度は高く海の一部で「感潮域」であって汽水域ではない。また、この区域には干潟らしい干潟は殆んどなく、十三地区にややまとまった干潟が存在しているだけである。

（後略）

これまで開催された会議等について

第23回淀川部会(平成15年10月13日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回 第6回	平成13年開催	第1回 第8回	平成13年開催	第1回 第10回	平成13年開催	第1回 第6回	平成13年開催
第7回	H14/2/1(金)	第9回	H14/1/24(木)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)	第12回	H14/2/5(火)	第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/3/13(水)	第13回	H14/3/14(木)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第12回	H14/4/7(日)	第14回	H14/4/5(金)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第13回	H14/5/12(日)	第15回	H14/5/27(月)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第16回	H14/6/24(月)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第15回	H14/6/17(月)	第17回	H14/7/31(水)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第16回	H14/7/4(木)	第18回	H14/9/24(火)	第14回	H14/10/1(火)
第15回	H14/12/5(木)	第17回	H14/8/8(木)	第19回	H14/10/29(火)	第15回	H14/10/17(木)
第16回	H15/1/17(金)	第18回	H14/10/3(木)	第20回	H14/12/13(金)	第16回	H14/11/8(金)
第17回	H15/1/24(金)	第19回	H14/11/9(土)	第21回	H15/7/5(土)	第17回	H14/12/12(木)
第18回	H15/2/24(月)	第20回	H14/12/14(土)	第22回	H15/8/26(火)	第18回	H15/7/1(火)
第19回	H15/3/27(木)	第21回	H15/1/29(水)	第23回	H15/7/18(金)	第19回	H15/9/2(火)
第20回	H15/4/21(月)	第22回	H15/5/19(月)	第24回	H15/8/25(月)	第20回	H15/10/9(木)
第21回	H15/5/16(金)	第23回	H15/6/10(火)	第25回	H15/8/25(月)		
第22回	H15/6/20(金)	第24回	H15/7/18(金)	第26回	H15/9/24(水)		
第23回	H15/7/12(土)	第25回	H15/8/25(月)				
第24回	H15/9/5(金)	第26回	H15/9/24(水)				
第25回	H15/9/30(火)						
環境・利用部会		治水部会		利水部会		住民参加部会	
第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/2/24(月)
第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)
第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/14(月)	第3回	H15/4/11(金)
第4回	H15/4/17(木)	第4回	H15/4/14(月)	第4回	H15/9/2(火)	第4回	H15/4/18(金)
第5回	H15/5/29(木)	第5回	H15/8/25(月)	第5回	H15/5/27(火)	第5回	H15/5/27(火)
第6回	H15/8/25(月)	第6回	H15/8/25(月)	第6回	H15/8/28(木)	第6回	H15/8/28(木)
その他	設立会	H13/2/1(木)		シンポジウム		H14/6/23(日)	
	発足会	H13/2/1(木)		拡大委員会		H14/11/13(水)	
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)		提言説明会		H15/1/18(土)	
	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)					

淀川部会 委員リスト

2003.10.13現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	環境・利用部会 住民参加部会
2	今本 博健	洪水防御 (河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	治水部会 利水部会
3	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	治水部会
4	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院 農学生命科学研究科 教授	利水部会 住民参加部会
5	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・ 市民活動)	木津川源流研究所 所長 三重大学人文学部 非常勤講師	環境・利用部会 利水部会 住民参加部会
6	紀平 肇	動物	中間法人 水生生物保全研究会 理事	環境・利用部会
7	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医、 小竹医院 院長、 淀川ネイチャークラブ 会長	住民参加部会
8	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	環境・利用部会 住民参加部会
9	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	環境・利用部会
10	田村 悦一	法律(行政法)	京都橘女子大学文化政策学部 教授	住民参加部会
11	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネット とコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	住民参加部会
12	寺田 武彦 (部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	利水部会 住民参加部会
13	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	環境・利用部会
14	横村 久子	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	環境・利用部会 利水部会
15	榎屋 正 (部会長代理)	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	環境・利用部会 治水部会 利水部会
16	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	環境・利用部会 治水部会
17	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授	環境・利用部会
18	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	環境・利用部会

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

配付資料リスト

第22回淀川部会 配付資料リスト		資料請求 No
議事次第		Y22-A
資料1	委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）	Y22-B
資料2 - 1	淀川部会の各検討班とりまとめ状況	Y22-C
資料2 - 1追加	宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業検討班とりまとめ状況	Y22-D
資料2 - 2	説明資料（第2稿）等について淀川部会に文書で提出された意見	Y22-E
資料番号なし	滋賀県のダム：田中（真）委員からの提供資料	Y22-F
資料3	8月～10月の委員会、部会、運営会議の日程について	Y22-G
参考資料1	委員および一般からのご意見	Y22-H

第23回淀川部会 配付資料リスト		資料請求 No
議事次第		Y23-A
資料1	委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）	Y23-B
資料2 - 1 - 1	整備内容シート（淀川関連部分）に関する意見とりまとめ案	Y23-C
資料2 - 1 - 2	「淀川水系河川整備計画基礎原案に係る具体的な整備内容シート」に関する委員意見	Y23-D
資料2 - 2	淀川部会とりまとめ（案）	Y23-E
資料2 - 3 - 1	淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書（素案） - 河川整備の方針について -	Y23-F
資料2 - 3 - 2	第25回委員会（9/30）に提出された意見書（素案）に対する委員からの意見	Y23-G
資料3	9月～10月の委員会、部会、運営会議の日程について	Y23-H
共通資料	淀川水系河川整備計画基礎原案：河川管理者からの提供資料	Y23-I
参考資料1	委員および一般からのご意見	Y23-J
参考資料2	淀川水系河川整備計画基礎原案に対する委員からの意見	Y23-K
参考資料3	整備内容シートへの意見検討にあたっての参考資料	Y23-L

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.18の「配布資料及び提言の閲覧・入手方法」をご覧ください。

配布資料及び提言の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び提言を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。
 ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
 ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配布資料及び提言は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配布資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

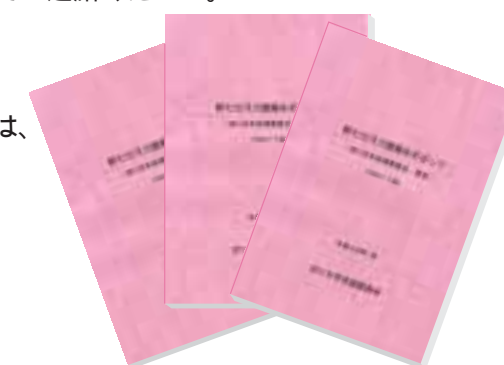
閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「提言」の入手

「提言」の冊子を無料で差し上げます。冊子の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「提言希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

頂いた個人情報については、上記資料及び提言の送付のみに使用させていただきます。



ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

ホームページ <http://www.yodoriver.org>

E-mail k-kim@mri.co.jp

TEL 06-6341-5983

FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務
(株)三菱総合研究所 関西研究センター内

淀川水系流域委員会 淀川部会ニュース No.22-23

2003年12月発行

【編集・発行】 淀川水系流域委員会

【連絡先】 淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL: (06) 6341-5983 FAX: (06) 6341-5984

E-mail: k-kim@mri.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。